

平成 1 9 年 9 月 2 7 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 9 年第 1 8 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第18回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成19年9月27日(木)

開会 午後 7時00分

閉会 午後 7時55分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤本 靖 古木 光義
牧野 征夫 小林 章子
大澤 祥一

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	石井 雅隆	生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行
体育課長	田中 博	図書館長	藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 鈴木 啓史

案 件

1 議案

(1) 議案第 1 8 号 立川市視聴覚ライブラリー運営規則を廃止する規則について

2 報告

(1) 立川市学校給食用食材料規格表の一部改正について

3 その他

平成19年第18回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年9月27日

教育委員会会議室

1 議案

(1) 議案第18号 立川市視聴覚ライブラリー運営規則を廃止する規則について

2 報告

(1) 立川市学校給食用食材料規格表の一部改正について

3 その他

午後 7時00分開会

開会の辞

藤本委員長 それでは、大分遅い時間でございますが、ただいまから、平成19年第18回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小林委員、お願いします。

小林委員 はい。

藤本委員長 本日は、案件としまして、議案が1件、報告1件、その他という内容でございます。

時間も時間ですので、効率よく審議を進めたいと思っております。よろしくお願いします。

議 案

(1) 議案第18号 立川市視聴覚ライブラリー運営規則を廃止する規則について

藤本委員長 それでは、議案から入ります。

(1) 議案第18号立川市視聴覚ライブラリー運営規則を廃止する規則について。生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、議案第18号立川市視聴覚ライブラリー運営規則を廃止する規則について、内容をご説明申し上げます。

平成19年10月1日より、立川市地域学習館条例の施行に伴い、立川市公民館条例が廃止となります。立川市視聴覚ライブラリー運営規則は、立川市公民館条例第4条第4号の規定に基づき、立川市視聴覚ライブラリーの運営について必要な事項を定めております。したがって、立川市公民館条例の廃止に伴うものと、視聴覚ライブラリーについては、DVD等の新たな視聴覚機器の登場により、公民館におけるその役割は年々低下をしており、地域学習館への転用に伴う公民館規則や要綱の改正を機に、視聴覚ライブラリー規則については、これを廃止するものであります。

なお、視聴覚ライブラリー事業そのものは、引き続き、立川市視聴覚ライブラリー運営要綱を設け、対応してまいります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

藤本委員長 説明は終わりました。立川市公民館条例の廃止による規則の改正でございますので、いかがなものでしょうか。ご質問があればお願いします。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 異議なしということでございますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それでは、この件は提案のとおり承認するということにいたしますので、よろしくお願いたします。

報 告

(1) 立川市学校給食用食材料規格表の一部改正について

藤本委員長 次、2番、報告(1)立川市学校給食用食材料規格表の一部改正について。学校給食課長、お願いします。

石井学校給食課長 それでは、立川市学校給食用食材料規格表の一部改正について、御報告させていただきます。

学校給食課では、学校給食に使用する食材料につきましては、本日配付させていただきました立川市学校給食用食材料調達事務要綱により、安全で衛生的でかつ良質なものを調達しております。使用する食材料の名称等について、この要綱第2条におきまして、別に定める食材料規格表として位置づけ、同要綱第6条第1項第4号におきまして、給食用食材料は、この食材料規格表に適合したものでなくてはならないとしております。今回の食材料規格表の一部改正は、使用する食材の種類を増やすことにしたことと、一部食材の特徴等の表現を必要に応じて見直したものです。

食材の種類を増やすことの趣旨といたしましては、よりバラエティに富んだ、魅力ある献立を児童・生徒に提供いたしまして、生きた教材であります給食を通じまして、児童・生徒の食に対する知識や関心をより深めてもらおうという目的のものです。

それでは、主立ったものにつきましてご説明いたしますので、大変恐縮ですが、新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、1、穀類についてご覧くださいと思います。新旧対照表、横になっております。

2番の発芽玄米、5番のもちきび、もちあわ、6の白玉粉等の追加をいたしました。これは新たな追加でございます。9のパン粉について見ていただきたいんですけども、この規格では、といたしまして、「臭素酸カリウムを使用していないもの」ということを新規に追加いたしました。臭素酸カリウムにつきましては、食品添加物として、風味向上と品質改善を目的に、パン粉には添加されていることが多くございます。国におきましては使用を禁止してはいたしません、以前、発がん性を疑われるということもございまして、これまでも発注時にはこれを入れないものということで指示しておりましたので、それを明文化したものです。

続きまして、2番、いも及びでん粉類という範疇の7番、春雨をご覧くださいんですけども、その中の旧の規格では、1番といたしまして、「原料が、緑豆100%のもの」という形を明記してありましたけれども、新の規格ではこれを削除いたしました。実は、緑豆を原料とする春雨というのはほとんど中国産でございます。国内産の春雨につきましては、馬鈴薯でん粉を原料としたものであることから、どちらでも使用できるような形にするために、原料特定の表記につきまして削除いたしました。

ただし、現在、中国産を扱っておりません。馬鈴薯でん粉の春雨につきましては、コシが非常に弱くて、切れて溶けやすいため、大量調理の共同調理場や中学校給食での使用につき

ましては不向きでございますけれども、単独校での使用を視野に入れたもので、そこにそういう形にさせていただきました。先ほどお話ししたとおり、中国産の食材につきましては、マスコミ等の報道にありますように、安全性に疑問がありますので、春雨以外のものにつきましても現在使用の方を取りやめております。

その他もずっと同様に、新規食材を追加したものでございます。

以上の内容で食材規格表を平成 19 年 9 月 12 日付で改定いたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、学校給食課では、できる限り国内産の食材を使用し、国内では生産されない食材を使用する場合は、また要綱へ戻っていただきたいんですけども、要綱第 8 条第 1 項 1 号にあるとおり、安全の確認できる書類を提出させた上で、この規格表に基づいた食材を使用していきたいと考えております。中国産野菜の残留農薬問題や、偽装牛肉問題等、食の安全を脅かす事件が頻繁に取りざたされております。安全な食材を選定、調達することが非常に難しい状況にありますけれども、学校給食は、安心かつ安全であることが必要不可欠でありますので、同じく要綱の第 4 条第 7 項の各号にありますとおり、遺伝子組み換え食材、ダイオキシン汚染の疑いのある食材、BSE 等感染の疑われる食材はもちろんのこと、その他安全の確認できない食材につきましては、今後も使用しないものとするとともに、要綱第 8 条第 1 項第 1 号の後段ですけども、細菌検査や残留農薬等の検査等を抜き打ちで実施するなどして、食の安全をこれからも確保していきたいと考えております。

以上でございます。

藤本委員長 説明を終わりました。今の件につきまして、食材種類を豊富にする、安心・安全の確認といったあたりが強調されていたかと思いますが、要綱と食材料規格表と大分細かく書いてございます。何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。古木委員。

古木委員 大変丁寧な資料をちょうだいして拝見してまいりました。食材料規格表の中で、原則として国産を使用ということが各材料に出ておりますけれども、8 の魚介類と 10 の獣鳥肉類については、原則として国産を使用するという規定はないんですけども、この辺の安全性については心配ないのでしょうか。書き込みがございませんけれども。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 魚介類につきましては、以前の方にもあるとおり、国内産ということではないんです。どうしても魚介につきましては、どこでとれたという話は非常に難しい話になります。特に海の魚につきましては、どこでとれて、どこ産だという話につきましては、非常に問題があります。ただし、私ども見積もりのときに関しましてはそういった確認をしております、危険なものにつきましては使わないような形をとっております。

それと、もう一つでございます。獣鳥肉類でございますか。

古木委員 これは にありますね。

石井学校給食課長 そうですね。そういった形にとっております。よろしく願いいたします。

古木委員 ありがとうございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 トレーサビリティはしっかりしているのでしょうか。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 トレーサビリティの話というのが非常に出ておりまして、現在、立川市におきましては、牛肉は使っておりますので、それに関しましては、トレーサビリティは当然のことでございますけれども、BSEの検査済み証をつけまして、6桁の番号をつけたものを入れておりますので、トレーサビリティという形では確保できております。

あと、野菜類につきましてとか、現地が特定できるものにつきましては、国内産のものを指定したりという形ではとっております。

それと、特にトレーサビリティという形では肉類が多いんだと思うんですね。鶏肉、豚肉につきましても、国内産のものという指定をしております、どこで加工されて、どこで屠殺されたものかというのは一緒につけてもらっています。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 前回、きくらげのことをお話しになりましたね。国内産ではほとんど調達できないと。私も別のところで、国内で流通しているのは、国産は1%にすぎないということを聞いているんですけども、ここにきくらげが出ているんですね。14ページ、17きのこ類の4のところにきくらげがあります。共通事項に「国内産のもの」と入っているんですが、きくらげは、現在、国内ではほとんど調達できないと言うことで矛盾するかと思いますが。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 実は、きくらげの話、中国産のきくらげということで、横浜の給食会の方で出まして、それが残留農薬という形で問題になったことは事実でございます。今回、使う食材を新規にきくらげを入れまして、ここにも明記しております。確かに国内産ということで明記してございますけれども、いろいろ調べたところ、国内産がありました。鹿児島産のきくらげが国内産でございまして、ただ、価格は若干高いんです。ただ、安心・安全の確保のため、そういったものを使っていきたいということでございますので、こちらに関しましては国内産。要するに、きのこ類、国内産を確保していくつもりでございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 今、手に入りにくい国産のきくらげを調達していただいているんですけども、今、食に対する関心がとても高くて、いろいろなところで、市内でも食育フォーラムとか随分やっているわけです。私も主催でやったこともあって、そのときに、前給食課長に出させていただいたんですけども、学校給食の内容についての質問があって、関心が高いんですね。私はよくお話を伺っているので、安心していいなという気はしているんですけども、そういうことがあまり広まっていないというか、不安に思っている方もいると思うんですね。もう少し皆さんに知らせた方がいいんじゃないかと思って、市のホームページを見てみたら、せっかくですので、もう少し食材の規格、全部載せないにしても、安心できるような内

容で取り上げていただいたらいいんじゃないかなと思うんですけども。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 立川の学校給食の安全につきましては、機会あるごとにPRはしていきたいと思っております。例えば、試食会等ございまして、PTAの方がいらっしゃっていただいて、そういったときにはこういった内容でのお話はしております。こういうような十分な内容で調達しておりますという話はしております。今ご指摘いただきましたホームページという話は、まだ考えてございませんので、今後、PRに向けての検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

藤本委員長 他に。古木委員。

古木委員 事務的なことですが、表の食材料規格表の16-1 果実類の(1)共通事項の「農薬散布が少ないもので、防除暦」、この「暦」は、履歴の「歴」の間違いなのか、「暦」でいいんでしょうか。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 間違いでございます。訂正させていただきたいと思えます。

藤本委員長 古木委員、そのことですね。

古木委員 はい。

藤本委員長 牧野委員、お願いします。

牧野委員 膨大な食材の表を見せていただいて、実際、我々も見せていただいても、これが1つ1つ確認できる状態ではありませんけれども、実際、我々の方の教育委員会としては、子どもたちにいかに食の安全を徹底させるか。そのためには、食材の選考とか、そこから始まって、調理し、子どもたちに食べてもらう。そこまでできちんと確認をしていながらやっていくことが、親御さんたちの安心・安全につながるということは、もちろんだれもがそう思っているんですね。その辺のところをきちんと押さえていただいて、今、世界的に、もしくは国内の中で課題になっている食材についての検討を十分吟味していただいて、食材選定をしていただきたいということをお願いをしていきたいと思うんですね。

もう一つ、事務的なことで、さっきの字ではありませんけれども、今日いただいた事務要綱の3ページ目の第10条のところ、これは1つ抜けていませんか。附則が3つありますね。1つ抜けていませんか。これでいいんですか。19年9月12日改定のこれは入れなくていいんですか。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 現在、この要綱と別に定めた規格表という位置づけでございまして、規格表の方に日付を入れたいと思っております。

牧野委員 ここでは要らないということですか。

石井学校給食課長 そこには入れないでいきたいと思っております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 そうすると、14年9月1日の改定の中で、改定施行の日にちが入っていますね。それとこれとも連動するんじゃないかと思ったんですけども、この辺の連動はどうなんですか。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 前回のときには、要綱自体の語句を直しておりますので、それが入っておるといふ解釈でございます。要綱の中の語句の部分を改定いたしましたので。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 そうすると、要綱の中の文字とか、書き方等は一切動かしていないということですね。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 そのとおりでございます。

牧野委員 ありがとうございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 材料、食材を納入する業者の方と、学校給食課との接触の度合いというか、会う機会はどのくらいあるんでしょうか。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 まず、食材につきましては、見積もり合わせという形でございますので、年間を通して買う食材に関しましては、1回の見積もり合わせを行いますけれども、あとは一月に1回の見積もり合わせ。物によりましては、単なる金額の競争だけではなくて、安かろう悪かろうという形では困りますので、現品を添えていただいて、その現品も見た上での見積もり合わせをしております。そこでの接触は当然でございます。持ってきてもらったということですね。あとは、毎回発注をいたしますので、その発注のたびに納品がございますので、納品のときに検収という形で受けておりますので、そういった接触でございましたら、毎日のようにございます。

以上でございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 今言われたことは全部課長がやっているんですか。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 見積もり合わせにつきましては、だれがするということは別の決まりの方で入っておりますけれども、そこにつきましては、課長という名称はございません。栄養士と係長、調理員という形でございます。ただ、必要に応じまして、それにつきまして参加する場合もございます。

納品につきましてはの検収につきましては、朝早い時間でございます、それは当番の者がその商品を受け取るような形でございますので、私自身がそれを受け取っている状況ではございません。

以上です。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 何でもこういうことを聞くかといいますと、今、世の中でいろいろと信じられない、食の安全を揺るがすような事態というものがあり、信じていたのにそれが裏切られるという状況で、信じていいのかどうかという不安な気持ちになってしまうんです。本当にお願いした新しいものが供給されるというような関係は、常に信頼関係で接する中でつくられていくのかなと思うんですね。だから、年に1回、2回と接するだけではなくて、頻繁にいろいろな機会を見て、課長自らがそういう業者の方と接するような機会をたくさん持った方が安心につながるのかなと思いましたので、お伺いしました。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 私自身が接触するという意味でございまして、実際のところ、食の専門家といたしましては、栄養士がございまして、食材を見る目につきましては、やはり専門家でございますので、非常に長けている、肥えているといった形でございまして、その者とは発注の際も当然連絡をしております。電話でございすけれども、そういった形をしておりますし、納品の際にもその辺は見ておりますので、信頼関係というのは一番基礎になるものだと思っておりますので、そういったものは培われているとは思っております。

以上でございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 やはりかかわっている方が分かることだと思うんですけれども、責任者といえますか、全体の責任を持つのは課長だと思うので、できるだけ機会を多くしていただきたいと思えます。

藤本委員長 それは組織の活動ですので、いろいろ指揮をとっていただいて、今の小林委員の要望が徹底するようにしていただければと思います。

先ほど来お話もありましたけれども、いろいろ規格をつくって、食材料を仕入れて、それをチェックして、それから今度、調理して、学校に運んで、子どもたちが食べる、そこまでを通して安全でなければいけないわけですね。いくらい材料を入れても、調理のところまで十分でなかったりしますと間違いが出てきてしまいますので、そういうのを全部含めて、食の安全ということをお考えいただきたいと思えます。よろしく願います。

あと、今、仕入の苦労の話も出ましたけれども、価格が安定しないときがあると思うんですけれども、その辺で何かお話しするようなことはございませんか。

学校給食課長。

石井学校給食課長 今、非常に価格の方が動いているのは事実でございます。小麦粉の話とかございまして。ただ、先ほどお話ししたとおり、1カ月に1回の入札ということが多い状況でございますので、その中でどうにかやりくりいたしまして、金額の方を押さえてもらうような交渉も、当然見積もり合わせでございまして、したりしながら、安心した食材の確保には努めていきたいと思っております。最終的にかなり上がってしまうのであれば、極論で

ございますけれども、給食費に影響してしまいますので、今の給食費を今のままで続けていきたいとは現在のところ思っております。

以上でございます。

藤本委員長 よろしくどうぞ。よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

その他

藤本委員長 それでは次へまいります。報告を終わりました、3番、その他に入ります。

その他の 1、たちかわ市民交流大学開校記念フォーラムについて。生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 たちかわ市民交流大学の開校記念フォーラムについてお知らせ申し上げます。

10月1日からたちかわ市民交流大学開校の運びとなりまして、事前に開校記念フォーラムということで、今週末9月29日土曜日、女性総合センター、アイム1階ホールで午後2時から4時の間、「きらり、たちかわ - とともに集い、学び、楽しむ - 」をテーマに、開校記念フォーラムを開催する運びとなりました。プログラムの内容につきましては、たちかわ市民交流大学の企画運営委員会委員長であります小林先生が、「地域をつくる学び - たちかわ市民交流大学に期待するもの - 」ということで基調講演を予定しております。また、地域で活動続ける市民大学への期待を述べていただくために、いろいろな関係者にお越しいただきまして、パネルディスカッション的な形でそれぞれ市民大学に寄せる言葉をいただくような形になっております。

当日は、小・中学校の運動会等々様々な事業があるかと思いますが、時間の許す範囲でお越しいただければと思っております。

以上です。

藤本委員長 市民交流大学開校記念フォーラムの説明を終わりました。何かご質問ありませんか。牧野委員。

牧野委員 先ほど雑談でも出ましたように、主催者というのは、立川市、そして企画運営委員会。主催は立川市ですね。今まで市民大学というのは、社会教育の分野。これからもそうだろうと思っておりますけれども、その中で教育委員会名称、どこにも入っていないというのがまた不思議なことというのが1つ。

それから、もう一つは、こういうものをこれからまた出てくると私は思うんですけれども、市民にお任せをし、主催をしていくうちに、だんだん市民サイドになり過ぎてしまって、行政がある程度かかわっているということを忘れてしまうという傾向が非常に強くなるのではないかと。その部分は、委員会等の中でもきちんと伝え、また、ともにやっていくんだよという姿勢は考えていただかないといけないのではないかと思います。そうなってくると、だん

だん市民だけのものになってしまって、いつの間にか行政、もちろん行政が入らなくてもいいときもありますからいいんですけれども、やはりきちんと行政が後押ししているんだよ、だから安心してやってくださいよというようなことは常に伝えていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

藤本委員長 教育部長、お願いします。

高橋教育部長 先ほど、下刷りのチラシと申しますが、当日お配りするプログラムの一部をお配りして、大変失礼いたしました。単純にということでは余りにも申しわけないんですが、立川市教育委員会の名称を落としてしまいました。当日配る資料にはきちっと、立川市、そして立川市教育委員会という形で名前を入れさせていただきます。主催の一つであることは、教育委員会は間違いございませんので、これはおわびさせていただきたいと思います。

それから、もちろんこれからの事業の中でも、市民交流大学自身は3本の柱から成っております。1つは、市民の方々の動き、そして、今回、チラシ等では市民の動きにスポットを当てていますので、行政の動きというのをあまりクローズアップされておりませんけれども、もう一つの重要な柱としては、行政企画、これは今までも公民館等で行われていた事業、今回も150近くの事業が出ているんですけれども、それは、きちっとやっていこうと思っております。また、同時に、市民の方々がいろいろ企画をされるにしても、どうしても市民の方々ではできないこととか、少数派というか、企画しにくいことなどもあるでしょうから、そういう部分では、環境問題とか女性問題とか、そうしたことは、これからも責任を持って行政としてやっていこうと思っておりますので、行政の位置づけはきちっとしていきたいと思っております。

3本の柱のもう一つが、これから、今年度はある意味では間に合わなかったんですが、来年度に関しては、いろんな市民団体、NPOとか、いろいろな団体がいろいろな企画をしております。そうした団体の事業を交流大学の中に位置づけていこうと思っております。そうした3本の柱で成り立てていくというような状況でございます。今後、ご指摘の行政の位置づけについてもきちっとしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

藤本委員長 教育長、お願いします。

大澤教育長 市民交流大学の基本構想は随分前にお配りしておりますけれども、講座の中身というのは、市民主体が企画立案する部分と、行政が企画立案しなくてはならない部分と、それから、市民の団体等が企画したものを交流大学の事業として展開するもの、3つあるんです。ただ、市民が主体でやる交流大学の講座というものは、現状は市民が十分スキルを身につけていないので、市と協働でやりましょう、あるいは市が支援しましょうということですが、将来的には市の手から離れて、場合によると企画運営委員会とNPOで独自活動するような場面を描いております。ですから、必ずしも市がここに絡むというのではなくて、市が単独のNPOなり何なりで、そういう動きということを将来的には想定している。ただ、市民が力を得るまでは、なかなかひとり立ちをしていくのは無理があって、それは行政があ

くまでも支援していきましょうということですので、その部分をご理解をいただいた方がいだろうと思うんですけども。一回見ていただいて、そういう形になって、将来的にはそういうことも追求していくという話ですから。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今の教育長が話されたことはそのとおりで、分かっています。ただ、この中に、表題が、「たちかわ市民交流大学開校記念フォーラム」。開校記念フォーラムというのは、将来的なものも見通しながらというのはもちろんですけど、立川市が初めて開校記念でフォーラムを行う。当然立川市は主催なのはもちろんですけども、教育委員会だって社会教育の担い手ですから、そういう中では、協働でこのフォーラムをやっていくというのは、僕は当然、将来的には今教育長のお話のとおり、3つの大きな柱があることは存じ上げていますけれども、そういうものと、この開校記念のこれはやや違うのではないかということでお話ししました。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 さっきのお話は、将来的に市のかかわりがうすくなっていってしまうのではないかと聞こえたので、将来的にはそういうお話ですけども、ただ、現時点は、市と教育委員会との協働ということだから、それぞれが力を出し合うという存在なので、おっしゃるように、教育委員会が入ってしまう、それはそのとおりです。

藤本委員長 これを企画するに当たりまして、何回も教育委員会でも協議を重ねたわけですね。その中で、今の牧野委員のお話しされた行政とのかかわりのことを随分何回も出てきて、いろいろ説明を受けました。将来的には、今、教育長のお話されたような形で当然進んでいくんだろうと思いますけれども、何か市民が好きなことをやって、ツケだけというか、お金だけ行政へ回ってくるような形で終わったのではいけないなと思いますし、先ほど第1点で部長の方から説明があったので、了解、分かりましたけれども、そういうのを見ると、忘れられた存在のような感じがしたものですから、そういうお話があったのだろうと受けとめますので、どうぞよろしくお願いたします。

小林委員。

小林委員 今、教育長からお話があったような内容は、このフォーラムの中であるんですよ。全体像というか、多分何回もいろいろPR機会はあったと思うんですけども、でも、開校記念ですので、一番最初という意味で、説明したのが何度でもあっていいのではないかと思います。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 今の件でありますけれども、冒頭、「映像で見る市民交流大学」というところがございます、この中では、今まで社会教育で培ってきた公民館の過去60年の歴史を振り返りまして、それから順次映像が流れてきます。それと、未来に向かって、市民交流大学の部門について、市民と協働して企画などしている会議の場面ですとか、そういった形のものが映像として出てきます。この場面については映像という形になります

けれども、基調講演の中で、小林先生の講義、これから目指す市民交流大学について期待するものの中で、市民と協働してやっていくんだという部分は、お話の中で出てくるという形になりますので、皆さんのもとで協力してというニュアンスという形になります。

以上です。

藤本委員長 よろしいですか。他はよろしいですか。小林委員。

小林委員 行政が市民に企画活動事業というような、市民に企画をさせるという事業が今年もあるんですけども、それは、市民が一応企画運営しますけれども、市民交流大学ではないわけですね。行政に依頼されてやっているということで、その位置づけというのはどうなんでしょうか。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 現在も、例えば女性センターで市民企画講座というのはやっております。今後もそういうこともあっていいたらうと思っています。市民の方々が全部企画立案して、講師を呼んで実施するということでもやるところの講座が、今回 20 講座ほどあるわけでございます。それから、今まで 150 ほどの公民館や女性センターやいろいろなところでやってきた事業は、例えば、全部行政が企画してやることもありますし、女性センターでやっているように、市民企画講座もこれからはあります。ただ、今後やっていく中で、調整をしていかなければいけない時期がくるだろうなと思っています。同じ内容で、同じような企画で、行政が考えて、あるいは今の市民のスタッフが考えてというようなその辺の調整を図っていく時期が来るのだろうなと思いますし、その時点になれば、ある程度役割分担という話し合いもしていくことになると思います。そういう点では、これから大いに成熟していく要素がいっぱいあるのかなと感じております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 私も企画事業を 5 年、6 年ぐらいやっているんですけども、やっていて、結局、自分たちが企画立案するわけですので、市民交流大学の市民側でやっていくのかなと思っていたものですから、内容的には行政がやらなければいけないような、行政の意図に沿った内容ではあるんですけども、その辺がどちらかと言えば、市民が企画する側の講座に入るのかなと思っていたんですけども、それも調整していただいて……。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 多分、今後調整していく中で、今、女性センターがやっている講座を市民企画講座の中で生かしていく方法も今後出てくるだろうと思います。それから、今までどおり、女性センターの趣旨というのがありますから、その趣旨に基づいた運営の仕方の講座も出てくるだろう。それから、同時に、女性センターでやる講座がすべて、場合によっては市民交流大学に位置づけられない場合も出てくるだろう。ですので、今後、その辺は調整して、また同時に、やっていらっしゃる方々が、この企画は違うことでやりたいということも出てくるでしょうから、そうした部分では調整を図っていきたいと思います。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今回の件は、前のセンター長が、この企画を立案する際からいろいろ出てきたところだと思いますけれども、1つは、先ほど教育長が将来的な考え方を述べられましたから、そういう方向に行くだろうというのは、市民としても、そういう市民の企画とか、社会教育に関する、もしくは市民の生涯教育に関する考え方というのを前面に出しながら、それが大きなねらいだと思うんですね。その中で、まだ我々の方も未成熟ですから、そういう未成熟な部分を調整するのが教育委員会だと思うんですね。そのところでいろんな問答が出てくるだろうと思います。そういうところで教育委員会というか、主催者側は、市民団体でやめたよということだけでは済まない。そういうときには、市民団体も行き詰まってしまうことというのはあり得ると思うんですね。そういうときに、社会教育とか、教育委員会もしくは立川市が応援をしながら成熟させていく、そういう部分が今後何年間が続くんだろうと思うんですね。そうでないと、市民が本当に安心してというか、この会に来てよかったなというようなものに成長していかないのではないかと。また、多くの市民がそこに参加してこなくなってしまうという傾向、今でもそうなんですけれども、ある一部の好きな代表だけというか、人たちがグループをつくってやってしまうと、立川市民としては税金のむだ遣いだと思うんです。市民がだれでもが参加できる、市民がそこへ行って、ああ、よかったよということが得られるものがよりたくさんあった方が、市民の生涯教育のためにはいいわけですから、そういうところをフォローしながら、我々の方はやっていかないといけないのではないかと思います。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 ご指摘のとおりでございますが、まだまだ未成熟といいますが、既に今の段階でもいろいろな問題点を抱えているというような状況でございます。今後も、組織というのは、時間がたてば固定化してくる部分も出てきますので、常にリフレッシュを図りながら、特に私どもが心配していますのは、市民企画講座といっても、1つの目的ではある中高年の方々の対象とした事業、これは比較的組まれてきているかなと思うんですが、若い人向けの部分はまだまだこれからでございます。他も、諸問題、企画の内容においてもそうですし、組織の体制についてもそうですし、これからだなという問題がたくさん入っておりますので、今後、教育委員会としてもある程度見守りながら、理想形というのに、何年かかるか今は言えないんですが、努力していきたいと思っています。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 先日、個配で広報紙が入ってまして、それを見ると講座がたくさん書いてあって、それを開けたときに、何かいいのいなのかななんて、すごく興味を持って見れましたので、今まではばらばらで、そういう情報を得ようとしても、簡単には得られなかったんですけども、一度に見られて、すごく便利で、楽しいなと思ったので、お伝えしておきます。

藤本委員長 今、皆さんのお話ししていることは、願いはみんな共通していると思うんですよ。ただ、先ほど教育長が話した方向にしても、牧野委員が心配されたような点はございません。ですから、行政として調整したり、チェックしたり、これは縛りつけるのではなくて、

応援する意味で、育てる意味でのかかわりは持つておかなければいけないと思うんです。「交流大学」と書いたたこ上げして、上がっていくのはいいんです。糸が切れて、どこへ飛んで行ってしまうか分からないようになってしまったのではいけないと私も思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育部長。

高橋教育部長 そのとおりだと思いますが、私どもも今回、行政の力というのは大いに限界があったなということを感じております。先ほど広報紙の「きらら」の話とか、ここを出している広報紙が非常に変わってきたということを見ていただいたんですが、多分あれは行政が企画をしたら、ああいうようなごやかなといいますか、入りやすいことにはならなかったらと思っています。ほとんど市民の方々が、こうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかということで、編集委員会の方々がいろいろやったださって、ああ、これが市民の力だなと1つ感じたところでございます。行政だけでできないことが、非常にできてくる部分も大いにあったなと思います。また、同時に、委員長の今ご指摘の部分で、行政としての役割をきちっと取り組んでいく部分ではまだまだ足りないなと思っていますので、これから土台の部分で取り組んでいきたいと思っています。

藤本委員長 ということで、この件については終わりにさせていただきたいと思います。

その他に。学校給食課長。

石井学校給食課長 大変申しわけありません。先ほど私の発言の中で、1点訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それにつきましては、先ほどの食材規格表の12/18ページ16-1果実類につきましては、共通事項 番の「農薬散布が少ないもので、防除暦を添付できるもの」ということにつきまして、「暦」という字が間違えましたという話をいたしましたけれども、この字を使いますので、大変申しわけありません。この字が正しいということでございます。今のまま、出したままという形で訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

藤本委員長 先ほど古木委員がお話ししたところですね。

古木委員 はい。分かりました。

藤本委員長 他にございませんか。牧野委員。

牧野委員 先般、八王子市の副校長の事件、大変悲しい、我々教育に携わる者として、大変寂しいというか、腹立たしいというか、また、一生懸命やっている多くの教職員の仲間たちが傷つけられた。立川市として、今までの各事件ごと、事例ごとに、各校長、副校長、教職員に対して、服務に関することについては、かなり話をし、理解を求めてきたと思うんですけれども、今回の事件に関して、再び気を引き締めるという意味で、服務に関することについて、改めて校長、副校長、教職員、全職員に対して、何らかの形で計画していると思えますけれども、もしあったら、示していただきたいと思えますし、こういうことが今後起きないような方策は、これからもまた考えていかなければならない大きな課題だろうと思います。

今現在、立川市としてどのような教職員に対する指導をしていくのかということだけ、分かる範囲で教えてください。あるいはお願いをしたいということで、終わっても結構です。もし分かればということです。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 今の牧野委員からのお尋ねの件でございますけれども、まず、教職員に対して、これは管理職も含めてでございますけれども、サービス事故防止に関しましては、年に2回、全校で校長が講師になって、サービス事故防止の悉皆の研修を校内でまず行っております。それから、今、お話のございましたように、サービス事項につきましては、校長会に情報を流して、その徹底に努めております。

先月の校長会では、校長会終了後に、東京都人事部の管理主事を講師に招きまして、サービス事故防止の校長対象の研修も実施したところでございます。

今回の事件につきましては、取り扱い方もございますので、10月の校長会などで、また、室課長会でも情報が示されると思っておりますので、そういうことを受けて、指導について検討をしてみたいと考えております。

以上です。

藤本委員長 ありがとうございます。何か人ごとでないような事例が起こってしまって残念ですが、学校だけではございませんで、教育委員会の職員も含めて、全部で気を引き締めていかなければいけないと思っておりますので、これまたどうぞよろしくお願いいたします。

閉会の辞

藤本委員長 それでは、本日の定例会、遅い時間でございますけれども、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

次回は、第19回、10月11日木曜日1時半からでよろしいですか。議会の関係は大丈夫ですか。いいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 そのように予定してください。

本日はありがとうございました。

午後 7時55分閉会

署名委員

.....

委員長